

○滝沢市産業振興条例

令和3年3月19日条例第3号

滝沢市産業振興条例

滝沢市は、盛岡広域都市圏の中心に位置し、岩手山麓に広がる恵まれた自然があり、大学等の高等教育機関並びに国及び県の研究施設が集積する研究学園都市として成長を遂げてきた。

社会経済情勢が激しく変化する今、若い世代が集う研究学園都市としての強みを生かし、技術の進展並びに新たな価値及び発想を市の産業の振興に効果的に波及させることにより、商工業、農林業、観光物産等の各種産業の生産性の向上に努めることが求められている。

また、市内の産業が着実に発展していくためには、行政のみならず、事業者、産業経済団体及び市民が協働し、産業の振興に係るそれぞれの役割について共通の認識を持ち、産業振興が地域振興に繋がることを意識して取り組んでいくことが重要である。

ここに、産業の振興に係る行政、事業者、産業経済団体及び市民のそれぞれの役割、市の産業の振興の在り方などの基本的な事項を明らかにするとともに、関連する施策を一体的かつ相乗的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、市の産業の振興に関する基本的な事項を定め、市の責務及び事業者、市民等の役割を明らかにするとともに、市の特色を活かし、地域に根差した力強い産業基盤の育成に資する施策を一体的かつ相乗的に推進することにより、持続可能で活力ある地域経済を振興し、誰もが幸福を実感できる地域社会を形成し、及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 産業経済団体 商工会、農業協同組合、観光協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

(5) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市に住所を有する者

イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者

ウ 本市で公益性を有する活動を行う者

(6) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他事業者に必要な資金の貸付けその他の事業者の経営を支援するものをいう。

(7) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校並びに国及び県が設置する産業の振興に資する研究施設等のうち、市内に所在するものをいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基本とし、事業者の行う経済活動の持続的な発展及び事業者の成長により、地域の活性化及び振興が図られることを、事業者、市民及び市が理解し、それぞれが一体となって推進していくことを原則とする。

2 前項に規定する産業の振興の推進は、次の各号のいずれかを踏まえて行うものとする。

(1) 本市の豊かな自然環境、培われた伝統文化等の地域資源の有効活用

(2) 大学等の高等教育機関並びに国及び県が設置する産業の振興に資する研究施設との連携

(3) 市内における第1次産業、第2次産業及び第3次産業の効果的な連携

(4) 市内の中小企業者及び小規模企業者の生産性の向上

(5) 市内の中小企業者及び小規模企業者の育成

(6) 先端技術の導入等により成長及び雇用機会の拡大が期待される産業の誘致及び創出

(7) 安全で安心な市民生活を実現するための事業者、市民及び市の連携及び協働

(市の責務)

第4条 市は、社会経済情勢の変化に対応した適切な産業の振興に関する施策を策定の上、当該施策を一体的かつ相乗的に推進し、国、県、産業経済団体等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市は、事業者が地域づくりに貢献し、市民生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民への理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、市民が事業者を利用するよう促し、及び市内経済を循環させるよう努めるものとする。

4 市は、事業者が地域づくりに参画し、及び協力しやすい環境整備に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、経営基盤の強化、経営の革新、技術の向上、人材の育成、雇用環境の充実等持続的な発展に向けた取組に自主的かつ積極的な努力を払うものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する重要な一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい社会の実現のため、地域づくりに貢献するよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、事業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、事業者の産業経済団体への加入促進に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、事業者に適した円滑な資金供給、経営相談、取引先の開拓、有用な情報の提供その他事業者の発展及び成長に資する支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、人材の育成及び研究並びにその成果の普及が市の産業の振興に資することに鑑み、事業者、産業経済団体及び市民との交流及び連携を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、産業の振興における事業者の役割の重要性を理解し、市内経済を循環させるため、事業者の提供する商品、サービス等の積極的な利用に努めるものとする。

2 市民は、事業者とともに暮らしやすい社会の実現のため、地域づくりに努めるものとする。

(産業振興施策の展開)

第10条 産業の振興に関する施策は、滝沢市総合計画基本計画内に記載するものとする。ただし、特定の産業の振興に関する課題解決を行うため、滝沢市総合計画基本計画に記載した産業の振興に関する施策に基づき個別計画を策定することができる。

2 市は、前項に規定する個別計画を定めるときは、事業者、産業経済団体、金融機関及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、産業の振興に関する施策の実施状況について、第13条に規定する産業振興会議に諮り、その内容を毎年度、市民に公表するものとする。

(基本的施策)

第11条 産業の振興に関する施策を展開するに当たり、次に掲げる分野を基本的施策の単位とする。

(1) 商工業分野

(2) 農林業分野

(3) 観光物産分野

2 前項に規定する基本的施策の単位ごとの取組方針は、次の各号に掲げる分野の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 商工業分野 次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 市は、中小企業者及び小規模企業者の安定した経営を持続させるため、産業経済団体と連携し、市内における事業者間の新たな連携の推進及び事業承継に関して必要な施策を講ずるものとする。

イ 市は、社会経済情勢の変化に対応するため、大学等の高等教育機関並びに国及び県が設置する産業の振興に資する研究施設等と事業者との連携による市内産業の生産性の向上に努めるとともに、市内の雇用の場の確保、人材育成及び市内経済を循環させるために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 農林業分野 次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 市は、農林業の振興を図るため、産業経済団体と連携し、生産基盤の整備、農地の集積・集約、生産性の向上、後継者の確保、新規就農者の育成等に関し必要な施策を講ずるものとする。

イ 市は、市民が農林業に対する理解を深めるため、市民と農業生産地域との交流の推進、農林業の振興に係る催しの実施、地域特産物の作出等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(3) 観光物産分野 市は、産業経済団体及び近隣市町と連携し、観光及び物産の振興を図るために、次のアからウまでに掲げる地域資源を活用し、必要な施策を講ずるものとする。

ア 岩手山、鞍掛山等本市の豊かな自然環境

イ 市内で製造された工芸品、食品その他の物品等の地域産品

ウ 本市の歴史、自然、文化、人情、風情、景観等の特色を活かし、観光需要を喚起し、又は拡大する可能性のある資源

(財政上の措置)

第12条 市は、産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずよう努めるものとする。

(産業振興会議の設置)

第13条 産業の振興に関する施策に関する意見聴取及び検証を行うため、市長の附属機関として、滝沢市産業振興会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議の組織)

第14条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 産業経済団体の役職員
- (4) 金融機関の役職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(会議の会長及び副会長)

第15条 会議に会長、副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(会長への委任)

第17条 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。